

子育てに

やさしい事業所 を募集します！

個人事業主さんもOKです！

応募期間

令和6年8月22日(木)～令和6年9月30日(月)

子育てにやさしい事業所とは…

「松阪市子育てにやさしい事業所」とは、市民や地域や従業員に対する子育て支援の取組を積極的に進めている事業所のことで、松阪市が認定をしています。

松阪市内に本店・支店などがある事業所や個人商店を始めとする個人事業主、特定非営利活動法人などが対象となります。

子育てにやさしい事業所になると…

- ・市のホームページやSNSなどで企業名、取り組み内容を紹介！
- ・自社のパンフレット、ポスター、チラシ等に認証マークが使用可能！

認定は3段階！
取り組みが増えると点数
に応じてランクアップ！

子育てにやさしい事業所
認定マーク



●募集要項

認定基準

- ・事業所の所在地が松阪市内にあること。
- ・子育て支援に積極的に取り組み、松阪市子育てにやさしい事業所認定チェックシートに定める2つ以上の取組分野に該当し、取組項目の合計点が14点以上で三つ星(ゴールド)認定、10点から13点で二つ星(シルバー)認定、6点から9点で一つ星(ブロンズ)認定となります。

認定までの流れ

応募(9月30日まで)→審査(11月を予定)→認定証交付(12月を予定)

令和6年度募集の詳細⇒



応募方法

令和6年8月22日(木)～令和6年9月30日(月)に「松阪市子育てにやさしい事業所認定(新規・更新)申請書」及び「松阪市子育てにやさしい事業所認定チェックシート」に必要書類(取組内容を示す写真、チラシ、関係書類など)を添付して、郵送(当日消印有効)、メール、または直接こども家庭センターまで提出してください。メールで提出した際は、提出後、こども家庭センターにお電話にてご一報ください。また、ウェブ申請(右の二次元バーコード・市公式ホームページから)も可能です。⇒ウェブ申請用URL:<https://logoform.jp/form/TY2e/617200>



松阪市 こども局 こども家庭センター

〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地(健康センターはるる内)

電話:0598-20-8087 FAX:0598-26-0201メール:kod.katei.c@city.matsusaka.mie.jp



裏面もご覧ください！

●松阪市子育てにやさしい事業所認定チェックシート

2つ以上の
取組分野
に該当し...

取組項目が
6点～9点
→1つ星



取組項目が
10点～13点
→2つ星



取組項目が
14点以上
→3つ星



◎ 認定は点数によって3段階！…取組み内容は追加・変更が可能です！

取組分野		取組項目	配点
1	子育て家庭に やさしい	松阪市赤ちゃんの駅に登録している	2
		託児設備、またはキッズスペースの設置がある	1
		子育て家庭を対象としたイベントの開催や、開催の協力をしている	1
		こどもや子育て家庭を対象とした割引やサービスがある	1
		その他、自慢できる子育て家庭にやさしい取組	1
2	地域の子ども にやさしい	こどもの安全対策に取り組んでいる (こどもを守る店等への登録、通学時の見守りなど)	2
		子育て支援に取り組む市民活動団体の活動支援をしている	2
		職場体験、見学に対応している	2
		こどもが参加する地域の行事に協力している	1
		その他、地域の子どもにやさしい取組	1
3	従業員のワー クラライフバ ランスにやさ しい	法定を上回る就業制度を作っている (出産、子育てに関する部分)	2
		育児介護休業法及びその他独自の制度を従業員に周知し、制度が 利用できる職場づくりに取り組んでいる	1
		過去3年間に、育児休業を取得した従業員がいる (男性の場合はさらに1点を加点)	2 (3)
		くるみん認定・トライくるみん認定を取得している	5
		みえの働き方改革推進企業認定	1
		その他、従業員のワークライフバランスにやさしい取組	1

1項目
につき

1項目
につき

1項目
につき

あなたの事業所で、子育
て一番の取組みを1つ
記入してください！

※優れた取組は、市のホームページなどで
ご紹介させていただきます

(別紙で提出もできます)



こちらもチェック！

優れた取組は、ホームページなどで紹介されます！

松阪市の子育ては
「子育て情報サイト」で検索！

子ども・子育てに関する検索
はこちら！



「赤ちゃんの駅」募集中！

赤ちゃんの駅に登録していただける
事業所を募集しています！
くわしくは、こちら！

